

環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象事業一覧

環境影響評価法				環境影響評価条例			
対象要件：以下の事業種毎に所定の規模要件以上となる事業のうち、～のいずれかに該当するもの。 免許等が必要な事業 国の補助金等の交付の対象となる事業 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）が業務として行う事業 国が行う事業				対象要件：以下の事業種毎に、所定の規模要件以上となる事業。			
事業種		規模		事業種		規模	
		第1種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第2種事業 (アセスメント必要かどうか個別に判断する事業)			第1種事業	第2種事業 (住民意見の聴取手続が省略)
1 道路	・高速自動車国道 ・首都高速道路など ・一般国道 ・林道	すべて 4車線以上 4車線・10km以上 幅員6.5m・20km以上	- - 4車線以上・7.5～10km 幅員6.5m以上・15～20km	1 道路		4車線・7.5km以上	第1種事業以外の事業で ・住居専用地域内で4車線・2km以上 ・国立公園等の特別保護地区内等で2車線・1km以上 ・国立公園等の特別地域内等で2車線・5km以上
2 河川	・ダム、堰 ・放水路 ・湖沼水位調節施設	100ha以上	75～100ha	2 河川	・ダム、堰 ・放水路 ・湖沼水位調節施設	75ha以上	20～75ha
3 鉄道	・新幹線鉄道 ・鉄道、軌道	すべて 10km以上	- 7.5～10km	3 鉄道	・普通鉄道 ・軌道(普通鉄道相当)	7.5km以上	2～7.5km
4 飛行場		滑走路 2,500m以上	滑走路 1,875～2,500m				
5 発電所	・水力発電所 ・火力発電所 ・地熱発電所 ・原子力発電所 ・風力発電所	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上 出力 1万kW以上 すべて 出力 1万kW以上	出力 2.25～3万kW 出力 11.25～15万kW 出力 7,500～1万kW - 出力 7,500～1万kW				
6 廃棄物最終処分場		30ha以上	25～30ha	4 廃棄物最終処分場		25ha以上	10～25ha
7 公有水面埋立及び干拓		50ha超	40～50ha	5 公有水面埋立及び干拓		40ha超	20～40ha
8 土地区画整理事業		100ha以上	75～100ha	6 土地区画整理事業		75ha以上	50～75ha (一部地域を含む場合に限る)
9 新住宅市街地開発事業		100ha以上	75～100ha				
10 工業団地造成事業		100ha以上	75～100ha	9 工場・事業場用地造成事業		75ha以上	50～75ha (一部地域を含む場合に限る)
11 新都市基盤整備事業		100ha以上	75～100ha				
12 流通業務団地造成事業		100ha以上	75～100ha				
13 宅地の造成事業 (工業用地を含む。)		100ha以上	75～100ha	7 住宅団地造成		75ha以上	50～75ha (一部地域を含む場合に限る)
港湾計画		埋立・掘込みの面積合計 300ha以上					
				8 レクリエーション施設 (公園の設置、運動施設等)		75ha以上	50～75ha (一部地域を含む場合に限る)
				10 その他 土石採取場		75ha以上	20～75ha
				複合事業(同一の事業者が、上記4及び6から9の事業のうち、2以上を併せて行う事業。)	それぞれの事業の要件とされる上記面積のうち最小のもの を除いた商の和が1以上となるもの	それぞれの事業(土地区画整理事業、住宅団地造成、公園の設置、運動施設等の設置又は工場・事業場用地造成にあっては、一部地域を含むものに限る。)の要件とされる上記面積のうち最小のもの を除いた商の和が1以上となるもの	

平成24年10月1日施行

一部地域：国立公園，国定公園，県立自然公園，鳥獣保護区特別保護地区，県自然環境保全地域，緑地環境保全地域